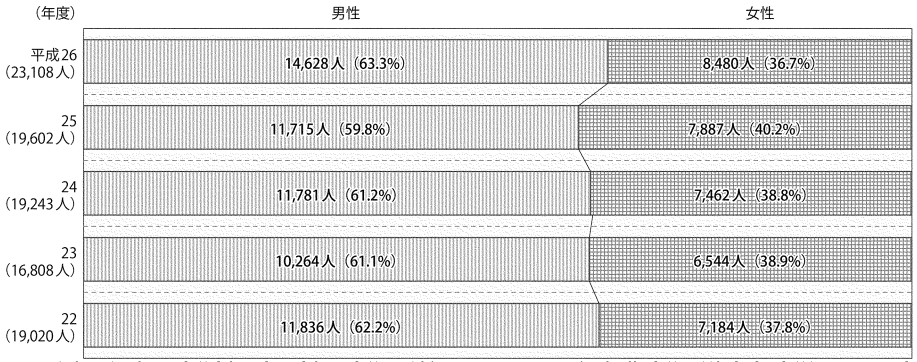
最近５年間の採用者総数を男女別構成比でみると、女性の割合はおおむね30％台後半で推移している（図１－４）。

図1-4　最近５年間の採用者の男女別構成比

（平成26年度一般職の国家公務員の任用状況調査）



平成26年度の試験採用者を採用試験の種類別でみると、総合職試験（院卒者試験）による者は193人（試験採用者全体の2.5％）、総合職試験（大卒程度試験）による者は410人（同5.3％）、一般職試験（大卒程度試験）による者は2,733人（同35.1％）、一般職試験（高卒者試験）による者は832人（同10.7％）、一般職試験（社会人試験）による者は７人（同0.1％）、専門職試験（大卒程度試験）による者は1,820人（同23.4％）、専門職試験（高卒程度試験）による者は1,728人（同22.2％）、経験者採用試験による者は40人（同0.5％）、Ｉ種試験による者は24人（同0.3％）となっている。給与法適用職員についてみると、試験採用者は7,542人となっている。

(3)　離職状況

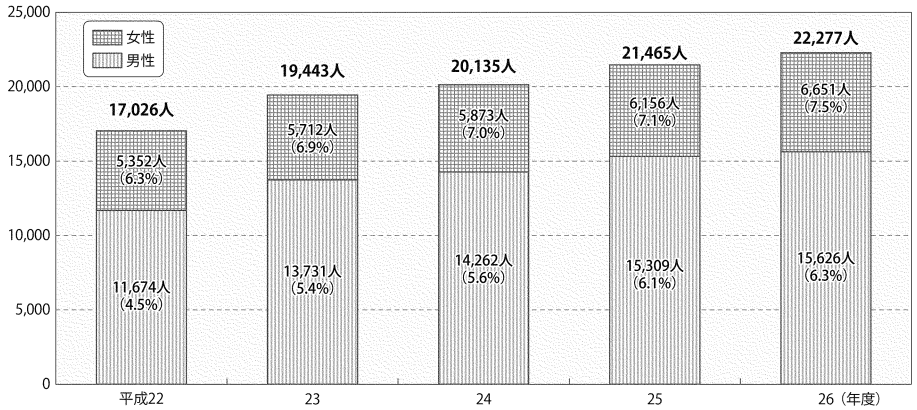
離職とは、職員が職員としての身分を失うことをいい、定年退職、辞職（人事交流によるものを含む。）、免職、失職などである。

平成26年度の離職者総数は22,277人（男性15,626人、女性6,651人）であり、前年度に比べ812人増加（男性317人、女性495人）している。このうち、給与法適用職員は15,553人（前年度比310人増）、特定独立行政法人職員は6,274人（同401人増）となっている。

離職率（平成25年１月15日現在の在職者数に対する同26年度中の離職者数の割合）は給与法適用職員で5.8％、特定独立行政法人職員で9.7％、全職員で6.6％（男性6.3％、女性7.5％）となっている（図１－５）。

図1-5　最近５年間の離職者数

（平成26年度一般職の国家公務員の任用状況調査）



（注）（　）内は離職率（前年１月15日現在の在職者数に対する当該年度中の離職者数の割合）を示す。

3　特定官職（本府省の課長等）への任命

本府省の課長相当以上の官職及び地方支分部局、施設等機関等のこれと同等の官職並びに行政執行法人の官職のうち人事院の定める官職（以下「特定官職」という。）に昇任、採用、配置換等を行う場合には、その職責の高さに鑑み、情実人事を求める圧力や働きかけその他の不当な影響を受けることなく、公正に任用が行われる必要があるため、職務遂行に必要な知識、経験、管理・監督能力等の有無を、経歴評定、人事評価の結果、その他客観的な判定方法により、公正に検証しなければならない。なお、特定官職のうち内閣による人事管理の一元化の対象となる官職以外のものに選考採用する場合等には、あらかじめ人事院と協議することとされている。

また、特定官職への採用、昇任等を行った場合（人事院にあらかじめ協議した場合を除く。）には、任命権者はその旨を人事院に報告することとされている。

人事院が定める特定官職の総数は、平成28年３月31日現在2,410であり、平成27年度中における特定官職への採用、昇任等に係る各府省からの報告は515人、協議は６人である。その内訳は表１－５に示すとおりである。

表1-5　平成27年度特定官職（本府省課長等）への任命の報告・協議状況

（単位：人）

区分＼官職	次官級	本府省局長級	本府省審議官級	本府省課長級	計
採　用	0 0	6 0	11 0	21 4	38 4
昇　任	17 0	47 0	126 2	161 0	351 2
転　任	0 0	6 0	33 0	61 0	100 0
配置換	1 0	6 0	6 0	13 0	26 0
計	18 0	65 0	176 2	256 4	515 6

（注）　上段は「報告」、下段は「協議」の人数を示す。

4　幹部職員の任用

「幹部職員の任用等に関する政令」（平成26年政令第191号）において、国家公務員でない者を採用する際の適格性審査に際し、「人事行政に関し高度の知見又は豊富な経験を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者の意見を聴くものとする」と規定されており、このような枠組みの下、内閣官房長官より、公務外からの採用者に関して、上記に該当する者として人事院人事官に見解を求められ、平成27年度においては１件について人事官が意見を申し述べた。

5　女性職員の採用・登用の拡大

国の行政への女性の参画は、男女共同参画社会実現のために政府全体として積極的に取り組むべき重要な課題である。

女性職員の採用・登用の拡大については、内閣人事局長を議長に全府省の事務次官等で構成される「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、具体的な施策を盛り込んだ「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成28年１月改定）に基づき、政府全体で取組が進められている。

このような状況の中、国家公務員採用総合職試験からの採用については、図１－６のとおり、平成27年度の採用者に占める女性の割合は34.4％で前年度（24.9％）を上回り、平成28年度の採用内定者は33.6％と高い状況となっている。今後とも、優秀な女子学生等を公務に誘致するために、各府省と協力して行う人材確保活動等を強化していくことが重要である。